

翠が丘防災運動公園 キッチンカー出店募集要項

1 目的

翠が丘防災運動公園において、キッチンカーにより飲食の提供をすることで、利用者の利便性と公園の魅力向上、利用促進に資することを目的とします。

2 出店場所

キッチンカーが出店できる場所は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 翠が丘防災運動公園のうち、キッチンカーが出店できる区画としてあらかじめ市が定めている場所（3台分）
- (2) 市が実施する催事等の状況により、市が別に指定した場所

3 営業日

営業日は、柳井市立柳井図書館の開館日とします。ただし、次に掲げる場合は、営業を認めない、又は出店の許可を取り消す場合があります。下記により出店の許可を取り消した場合には、別の日に振り替えるか、又は、公園使用料を還付します。ただし、材料費、人件費、売上げその他一切の損失については、補填又は、補償いたしません。

- (1) 催事等の実施により、出店を認めることが困難と市が判断したとき。
- (2) 緊急の工事等により、支障があると市が認めたとき。
- (3) 災害対応、感染症防止等の措置を講じるため必要と認めたとき。
- (4) 市が特に必要と認めたとき。

4 公園使用許可時間

キッチンカーの出店に係る許可時間は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 準備開始時刻 午前9時30分
- (2) 営業時間 午前9時30分から図書館閉館1時間前まで。出店時間の短縮は、可能とする。
- (3) 撤収完了時刻（公園外へ退出する時刻） 図書館閉館30分前
- (4) 市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

5 販売品目

販売品目は、次に掲げるものとし、自動車関係の営業（調理営業・販売業）で保健所から許可を得ているものとします。ただし、図書館内への持込みは、蓋つきや密閉

状に包装したものに限り、可能とします。

- (1) 軽食
- (2) 冷菓
- (3) 飲料（酒類、アルコール分が含まれないアルコールテイストの飲料を除く。）

6 出店資格

出店を申し込むことができる者は、次の全てに該当する者としてします。

- (1) 個人事業主にあつては、山口県内に住所又は主たる事業所を有すること。法人にあつては、山口県内に本社、本店又は主たる事業所を有すること。
- (2) 柳井市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること。
- (3) 生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）等に参加していること。
- (4) 営業許可証の営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業であること。
- (5) 食品衛生責任者手帳（確認証）を有する者が配置されていること。
- (6) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱うことができること。

7 出店制限

次のいずれかに該当する者は、出店できません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者
- (2) 破産者であつて復権していないもの及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の申立てがなされている者
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- (6) 園内で政治的活動、宗教活動を行うおそれがある者
- (7) 過去3年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けた者

8 キッチンカーの許可基準

キッチンカーの許可基準は、次に掲げる全てを満たしたものとします。

- (1) 大きさ 幅2.5m、奥行5mの駐車ますの内側に収まること。
- (2) 設備 電力、給排水設備を搭載していること。ただし、キッチンカーが出店できる区画としてあらかじめ市が定めている場所においては、1箇所（コンセント4口）につき、合計1,500ワットまでの電源を使用できる。火気を使用する場合、消火器が設置してあること。
- (3) 外装 公園の環境に調和し、華美な装飾でない車両であること。

9 営業の許可条件

営業の許可条件は、次に掲げる事項について遵守してください。

- (1) 火気を使用する場合は、事前に消防署と協議し、必要な届出及び消火器具の設置をすること。
- (2) 食品衛生法その他関係法令等を遵守すること。
- (3) 申請時に登録した販売品目以外の販売をしないこと。
- (4) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更しないこと。
- (5) 出店スケジュールを、自店が利用しているホームページやソーシャルメディアで告知すること。
- (6) 無断で出店を取り止めることはしないこと。なお、出店を取り止める場合には、速やかに市都市計画課（市役所閉庁日は、柳井市立柳井図書館）に報告するとともに、自店が利用しているホームページやソーシャルメディアで告知すること。
- (7) 出店に係る権利を他人に委託し、又は譲渡しないこと。
- (8) キッチンカーの搬入及び搬出は、出店者が行うこと。キッチンカーの移動時や営業時には周辺に注意を払い、公園内の備品や舗装、植栽等を破損した場合は、速やかに柳井市立柳井図書館の窓口で報告すること。
- (9) 公園内で有料による貸出しを認めている電源以外の資材は、出店者が全て持ち込むこと。
- (10) 公園内の所定の電源を使用する場合は、1箇所当たりの容量の合計が1,500ワットを超過しないよう、機器の合計電流容量を確かめてから使用すること。
- (11) 公園の水道の使用や、側溝や排水溝への汚水等の排出は行わないこと。
- (12) 営業に必要な発電機等が必要な場合には、低公害、低騒音な機器を使用する

とともに、事故防止に必要な対策を講じるものとし、コード等に人が引っ掛からないよう養生するなど安全に万全を期すこと。

- (13) 車両移動時以外は、キッチンカーのエンジンを停止すること。
- (14) キッチンカーの付近に必ずごみ箱を設置し、ごみは全て持ち帰ること。また、自店の販売物以外のごみが投棄された場合も持ち帰り、適切に処理すること。
- (15) 営業終了後に自店の営業により発生したごみが公園内に放置されていないか巡回点検の上、回収すること。また、出店区画が汚れた場合は、現状復旧すること。
- (16) 車両外での直火やコンロ、焚き火台等の使用はしないこと。
- (17) 営業による事故やトラブル等には誠意をもって対応し、発生した市又は第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責任を負うこと。
- (18) 営業中は、見えやすい位置に公園内行為許可書を掲示すること。
- (19) 出店中にスピーカー等を使用してBGMや呼び込み等をしないこと。
- (20) 公園敷地内の出店区画以外での営業行為をしないこと。
- (21) 本要項に定めのない事項については、市と協議し、市が必要な措置と認めたときは、その指示に従うこと。

10 使用料（出店料）

使用料は、次のとおりとします。

- (1) キッチンカーが出店できる区画としてあらかじめ市が定めている場所においては、1日当たり600円（48円×12.5㎡）とする。
- (2) 市が実施する催事等の状況により、市が別に指定した場所においては、柳井市都市公園条例（平成17年柳井市条例第127号）第11条において定める額（1㎡につき1日当たり48円。面積1㎡未満であるとき、又はこれらの面積に1㎡未満の端数があるときは1㎡として計算。10円未満の端数が生じたときは、切捨て。使用料の額が100円に満たないときは、100円）とする。
- (3) 公園内の所定の電源を使用する場合は、実費により使用者が負担するものとする。
- (4) 使用料は前納とする。市が発行した納入通知書の発行日から1週間以内に市に納入すること。
- (5) 柳井市都市公園条例第12条の規定により、既納の使用料の還付は行わない。出店者の都合（天気や気候によるものを含む。）により中止した場合においても還付できない。

11 公園使用許可申請

申請は、次のとおり行うものとします。

- (1) 柳井市都市公園条例第2条の規定による「都市公園内行為許可申請書」により行うものとする。
- (2) 申請は、出店しようとする日の属する月の前月からできるものとし、出店しようとする日の2週間前までとする。
- (3) 受付は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、同一日に出店できるのは、1事業者当たり1台までとする。先着順により希望の場所を割り当てることとする。
- (4) 申請書類は、次の表のとおりとする。書類の提出後、出店日までに書類の変更があった場合は、変更後の書類を速やかに提出すること。

初回の申請	2回目以降の申請
・都市公園内行為許可申請書（別添様式） （複数日分の申請を行う場合は、日時及び営業場所を記載した任意様式の一覧を添付） ・暴力団排除に関する誓約書（別添様式） ・事業概要書（任意様式で販売品目等の分かるもの） ・柳井市内において営業を許可する公的機関の発行する営業許可証の写し ・食品衛生責任者があることを確認できる文書の写し ・生産物賠償責任保険（P L 保険）等に参加していることが確認できる文書の写し ・運転免許証の写し ・キッチンカーの車検証の写し ・キッチンカーの写真（ナンバープレート、車両の形状が確認できるもの） ・直近の国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書（写し可） ・露店等の開設届出書の写し（火気を使用する場合）	・初回の申請内容から変更のある場合は、該当する事項の変更後の文書等

- (5) 申請前に、空き状況を市に照会すること。

(6) 申請書の提出先及び空き状況の照会先

〒742-8714

山口県柳井市南町一丁目10番2号

柳井市建設部都市計画課

電話 0820-22-2111 内線233

ファクス 0820-23-5699

メール toshikeikaku@city-yanai.jp

(7) 提出された事業概要書と営業内容に相違がある場合、許可基準等を満たさない場合には、許可を取り消すことがある。